



第69号

2019年12月11日発行

郵政産業労働者ユニオン中国

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
Tel&Fax⇒082-244-7719
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp
http://www.piwu-chugoku.net/

労契法20条裁判

第二次訴訟決起集会

11月24日(日)13

時から広島市東区地域センターに於いて、中国地本労契法20条裁判第二次訴訟決起集会を開催しました。

郵政労契法20条裁判は、東日本・西日本とも高裁判決まで出ており、現在最高裁に舞台を移し



【西岡弁護士】

今尚闘争中です。

この裁判は原告の支払われるべき手当の請求だけでなく、日本郵政グループで働く非正規労働者の労働条件を改善する闘いでもあります。

今年8月、日本郵便とゆうちょ銀行2社に「労働契約法20条に基づき、手当等の支払いを求める要求書」を提出しましたが、10月「要求には応じられない」と回答がありました。

会社の立法主義を裏切る手法を許すことはできないことから、今後全国で第二次訴訟を起し、郵政全体の処遇改善を求めていきます。

中国地本内では、11名の勇気ある原告候補が

立ち上がり、既に弁護士の方には依頼をし承諾を得ています。今回の集会も準備期間が短いのも関わらず、西岡弁護士から挨拶もいただきました。挨拶の中に「労契法20条は憲法14条にも関わる問題で、憲法に関わる裁判は非常に意義がある」との言葉があり、原告共々非常に勇気付けられました。

第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

また中執から家門副委員長にも出席いただき、20条裁判や二次訴訟についての分かりやすい解説もいただき、裁判についての理解を深めることができました。

この集会には、原告のみならず原告を出していない支部からも多数出席いただき、約50名の参加で訴訟に向けてワンチームで闘う意志を確認できた有意義な集会となりました。

今後の予定

★1月12日(日) 9時～
第5回地本執行委員会(共同事務所)

★1月12日(日) 13時～
旗開き(ぶあいそ博多 広島駅南口店)



【中執家門副委員長】